

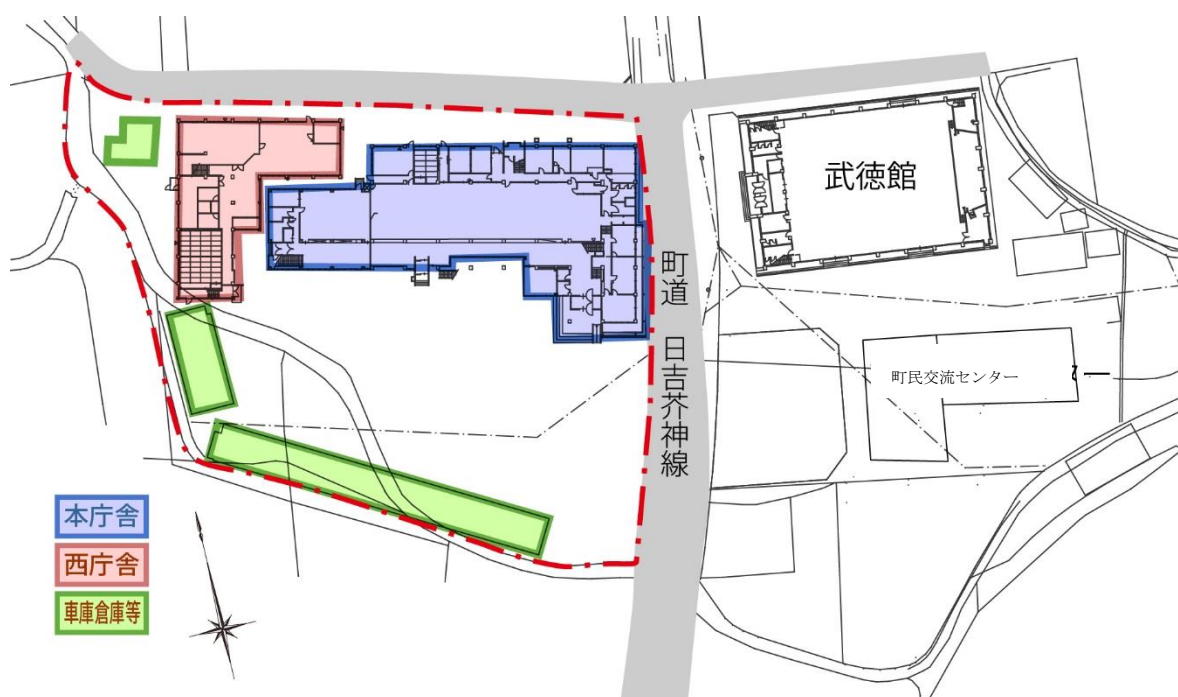
## 1-1 現庁舎の現状と課題

### 1-1-1 現庁舎の概要

現庁舎は本庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）に分かれており、本庁舎は昭和45年建設、西庁舎は昭和43年建設され両庁舎ともに建設から50年が経過しようとしています。

本庁舎は、昭和54年に3階部分を増築し会議室として利用し、平成3年には、事務室等の拡張を図るため本体部分の西側に2階建ての増築を行いました。西庁舎は、昭和51年に1、2階部分の増築を行い現在では事務室として利用しています。

現庁舎の規模は本庁舎が2,408㎡、西庁舎が894㎡となっております。



▼現庁舎の概要

	名称	建設年	経過年数	構造	延床面積
1	本庁舎	昭和45年	47年	鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄骨造	2,408㎡
2	西庁舎（中央公民館）	昭和43年	49年	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造	894㎡

## ▼現庁舎の耐用年数※1

	名称	耐用年数	耐用年数 到来年	耐用年経 過率	耐震 診断	耐震 改修
1	本庁舎	50年	平成32年	90.63%	有り	一部
2	西庁舎（中央公民館）	50年	平成30年	96.67%	有り	無し

※1 現庁舎の耐用年数については、財務省が定めた法定耐用年数を元に算出した



▲広川町役場

## 1-1-2 現庁舎の現状

## ① 老朽化の進行

現庁舎は建設から 50 年が経過しようとしています。平成 22 年に、耐震診断と一部改修工事を行いました。しかし、現在でも建物の内外装や設備、機能等の老朽化が進行しています。そのため、雨漏り、外壁の剥離が顕著となっており、維持管理費が嵩んでいます。



▲外壁の劣化状況



▲屋根の劣化状況



▲天井の雨漏り跡



▲床仕上の剥がれ



▲受水槽の劣化状況



▲外壁のひび割れ補修状況

## ② 耐震性能不足

現庁舎の耐震性能について、平成 22 年度に耐震診断を実施したところ、構造耐震指標（I s 値<sup>※2</sup>）が 0.4 程度のため、災害対策本部を有する庁舎に必要とされている構造耐震判定指標（I s 値=0.9）を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

庁舎は多くの町民や職員が利用する施設として、また、直下型地震等の大地震発生時には町の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安心できる庁舎であることが必要です。平常時における在庁者の安全確保だけでなく、災害発生直後から災害対策拠点施設として、防災対策機能を十分に発揮させるため、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性の目標」における最高水準の安全性（I 類・A 類・甲類）を確保することが望まれます。

※2 建物の耐震性能を表す指標。震度 6 強程度の地震の発生時の危険性は以下のとおりとされている

- ・ I s 値が 0.3 未満…………… 倒壊又は崩壊する危険性が高い
- ・ I s 値が 0.3 以上 0.6 未満…… 倒壊又は崩壊する危険性がある
- ・ I s 値が 0.6 以上…………… 倒壊又は崩壊する危険性が低い

【安全性が確保できる I s 値の目安】

- ・ 住宅、一般建築物等：0.6 以上
- ・ 庁舎、病院、学校等：0.75 以上
- ・ **災害対策本部等：0.9 以上**

### ▼耐震安全性の分類及び目標

部位	分類	重要度係数 <sup>※3</sup>	耐震安全性の目標	対象施設	目標 I s 値
構造体	I 類	1.5	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	災害対策本部を有する官庁施設等	0.9 以上
	II 類	1.25	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	学校・社会教育施設等	0.75 以上
	III 類	1.0	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない事を目標とし、人命の安全確保が図られている。	上記以外の一般公共建築物	0.6 以上
非構造部材 <sup>※4</sup>	A 類		大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。		
	B 類		大地震により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。		
建築設備	甲類		大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると供に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。		
	乙類		大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。		

※3 重要度係数とは、建物を設計するときに地震の力を割増するための係数。I 類の建物は、III 類の通常の建物より 1.5 倍強い構造物となる

※4 非構造部材とは、外壁、ガラス、内装材（床壁天井）、屋根材等を指す

（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より作成）

### ③ 大規模災害発生懸念

現庁舎は耐震診断の結果から耐震基準を満たしていないことが判明しており、大地震後にも補修することなく建築物を使用できることを目標とした、災害時の拠点庁舎に必要とされる1 s値0.9は確保していません。

平成28年に発生した熊本地震や平成23年に発生した東日本大震災では、耐震性能が十分に確保されていない庁舎が被災したことで使用不能となり、災害時に担うべき役割を果たせない状況に陥りました。災害時における拠点となる庁舎が使用不能となることは、災害発生直後の対応や町民生活の復旧・復興に重大な支障となります。



▲熊本地震で被災した宇土市役所  
(写真：宇土市 HP より)



▲東日本大震災後の福島県須賀川市役所  
(写真：須賀川市 HP 須賀川市内における被災状況より)

#### ④ 狭あい化

現庁舎は、保管文書やOA機器の増加により狭あい化が進み、執務室、相談室、会議室などのスペースが不足し、充実した市民サービス提供に支障を来している。さらに、サービス機能の不足により建物の増改築が行われ庁舎機能の分散化を助長する要因となっています。

窓口フロアでは、必要な窓口カウンター数、待合スペース、相談スペースが十分に確保できないなど、充実した市民サービスの提供が難しくなっています。狭あい化により窓口カウンターや待合スペースの距離が近いこと個人情報を保護する上でも望ましくないものとなっています。

#### ⑥ 分散化

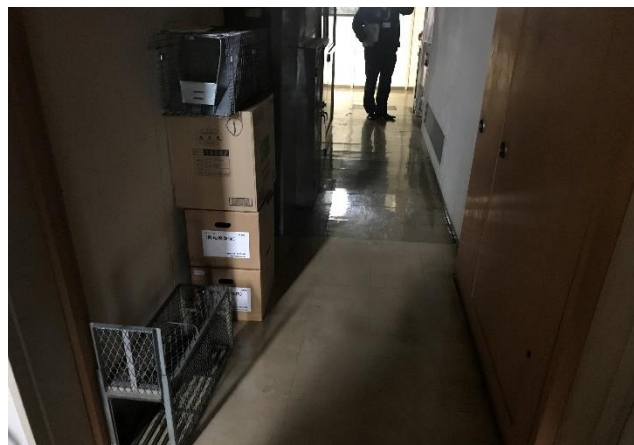
現庁舎は、本庁舎の増築や西庁舎（中央公民館）改修などにより本庁舎機能の分散化が進みました。そのため、来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口、本庁舎から西庁舎をわたり歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化にもつながっています。

#### ⑦ 会議室の不足

現庁舎は、本庁舎3階の増築建物に会議室を集約しています。そのため会議室を利用する場合は、西庁舎からの移動を余儀なくされ、さらに3階に会議室があるため、移動距離も長くなっています。また、住民を交えた会議を行った際や職員の繁忙期には会議室が不足する状況になっています。



▲ 不十分な待合い空間



▲ 職員用通路の狭あい化



▲ 一部増築されている部

### ⑧バリアフリー対策の遅れ

本庁舎は狭あい化が進み、窓ロスペースの通路幅が狭くなっていたり、増築による急勾配の階段が設けられたりしている等、高齢者や身障者の方等が利用しやすい庁舎にはなっていません。また、本庁舎にエレベータが設置されていないことや、スロープに手摺が設置されていない問題を抱えています。



▲3階にある急勾配の階段



▲スロープのバリアフリー化状況

### ⑨環境負荷

現庁舎は建設年が古く、空調設備等も古くから利用している機器が多いため、省エネの観点あまり考慮されていません。特に、西庁舎の1階会議室部分の空調は古く維持費の問題から会議室の利用を避けています。現庁舎は建設当時の断熱性能基準で建てられているため、設備維持管理費が嵩む原因となっています。さらに、新たな機械設備を増設するためのスペースにも余裕がないため、駐輪場に設備機器を設置している状況にあります。



▲空調設備の老朽化



▲駐輪場に設備機器を設置している状況

### ⑩維持管理コスト

現庁舎は平成22年から改修工事を行っており、これまで躯体・外壁補修、屋上防水改修を行ってきました。現庁舎は建設から50年迎えるため、現庁舎の機能を維持するため大規模改修が必要になります。しかし、現庁舎の施設維持を行う場合、設備機器の劣化による維持費の増加や建物の修繕費などにより維持管理コストが嵩む可能性があります。

### 1-3 新庁舎建設の必要性

自治体の原則は最大の費用対効果をもって町民の生命・財産を守ることであるため、二重投資を避けつつなるべく早く本庁舎の強度不足という課題を解決することが必要となります。老朽化した現庁舎に要する毎年の財政負担や耐震補強をしても躯体の再生ができないため、建て替えることが庁舎の老朽化対策として最も適切と判断します。

一方で、庁舎の建替えには多額の事業費を要することから、町の財政状況を十分考慮する必要があります。



建て替えることが最も適切

#### 《熊本地震では...》

平成 28 年 4 月 14 日以降に相次いで発生した熊本地震では、本庁舎が倒壊の危険から使用できない自治体が熊本県内で 5 自治体にのぼり、役所の機能を分散するなどして対応されています。このような災害発生直後の対応や町民生活の復旧・復興に重大な支障が出た事例があるように、本庁舎は、町民の安全、生活を守る重要な拠点であり、災害対策本部の設置など総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められ、大規模地震発生時においても平常と変わりなく継続して使用できることが必要です。

そのためには、庁舎に求められる高い耐震安全性（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、構造体：I 類（重要度係数 1.5、I<sub>s</sub> 値 0.9 以上）、非構造部材：A 類、建築設備：甲類）を満たす必要があります。